

令和7年度 後期選抜募集要項

福島県立川俣高等学校

福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1
〒960-1401 TEL 024-566-2121

1 アドミッション・ポリシー

本校は、次のような生徒を求めます。

- 1 基礎的な学力を有し、入学後も意欲的に学び続ける生徒
- 2 思いやりをもって他者と接し、基本的な生活習慣が身についている生徒
- 3 多角的に物事をとらえ、意欲的に自己を表現しようとする生徒
- 4 コミュニケーション力を有し、地域との交流に積極的に取り組むことができる生徒
- 5 地域の魅力をよく知り、よりよい地域の在り方について考えようとする生徒

2 募集学科及び定員

ただし、後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

課程	大学科	小学科	後期選抜募集定員
全日制	普通科		定員40名から前期選抜の合格者数を除いた数

3 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

なお、通学区域は、「福島県高等学校の通学区域に関する規則」及び「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

4 出願手続き及び提出書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程に出願した者は、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、下記の書類を直接、本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

5 学区外からの出願

- (1) 「地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による出願は次のとおりとする。
- ① 本校の学区内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)が居住する
場合においては、県外を含む学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。
 - ② 出願方法
 - ア 県内からの出願の場合
上記「4 出願手続き及び提出書類」(1)又は(2)に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
 - イ 県外からの出願の場合
上記「4 出願手続き及び提出書類」(1)又は(2)に加え、他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）及び身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
- (2) その他
- ① 上記(1)により本校へ入学する者のうち、隣接学区から通学する場合以外の者については、本校の学区内に住所を異動し「住民票の写し」を入学までに本校へ提出する。
 - ② 川俣町長が身元引受人となることが認められている場合、身元引受人の「住民票の写し」は川俣町から直接学校へ提出されるため、志願者からの提出は不要とする。
 - ③ 保護者の転勤等に伴う一家転住等により学区を越えて出願する者については、本校へ問い合わせる。

6 出願期間及び願書受付

- (1) 令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 出願書類受付後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、又は所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (6) 中学校卒業生及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。また、前記以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。その際、本校に受験票を返還すること。
ただし、すでに納付された入学検定料は返還しない。

7 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
その他、出願先変更の手続きは「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

9 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。
- (2) 面接
個人面接を実施する。面接については点数化し、130点満点とする。
- (3) 作文
あるテーマについて、600字以内で自分の感想や思いを述べる作文とする。作文については点数化し、60点満点とする。

10 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日時 令和7年3月24日（月） 午前9時以降
- (2) 日程

① 受付	午前 8時30分～8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）
② 点呼・諸注意	午前 8時40分～8時50分
③ 作文	午前 9時00分～9時50分
④ 面接	午前 10時10分～（個人面接）
- (3) 会場 福島県立川俣高等学校
- (4) 持参物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
- (5) 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込みを認めない。

11 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

12 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) その他、本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。